

区役所におけるタブレット型情報端末等管理運用要綱

平成26年10月16日

26川市待第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等入所業務を行う区役所の窓口において使用するタブレット型情報端末（以下「端末」という。）及びモバイルWi-Fiルーター（以下「ルーター」という。）の管理運用について、必要な事項を定めるものとする。

(機器構成)

第2条 区役所に導入する機器の構成は、端末及びルーターとする。

(情報管理責任者)

第3条 情報管理責任者は、川崎市情報セキュリティ基準に基づき機器及び機器で取り扱う情報の管理運用を行うものとする。

2 情報管理責任者は、別表に掲げる者とする。

(情報の保管)

第4条 端末は、原則として開庁時間を除き施錠可能なキャビネットに保管するものとする。

(利用制限)

第5条 機器の使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 個人情報を扱わないこと。
- (2) 職員以外に使用させないこと。
- (3) 業務の用途以外に使用しないこと。
- (4) 業務に関連のないサイトへのアクセスを行わないこと。
- (5) 業務に関連のないソフト、アプリのダウンロードを行わないこと。
- (6) インターネットからの画像等のデータ保存を行わないこと。

- (7) あらかじめ指定した機器以外への接続を行わないこと。
- (8) 機器を導入した区役所の庁舎以外の場所に端末を持ち出さないこと。

(多言語通訳サービスの提供)

第6条 区役所は、外国人市民が通訳を希望する場合、前条第1号の規定にかかわらず、川崎市国際交流センターが実施する端末を活用した外国人市民相談及び市民文化局パラムーブメント推進担当が実施するテレビ通訳サービス（以下「多言語通訳サービス」という。）に接続し、窓口での保育所等入所業務に係る多言語通訳サービスを提供することができる。

- 2 前項の多言語通訳サービスにおいて個人情報を取り扱う場合、区役所は、通訳を希望する当該外国人市民の同意を得て、提供するものとする。

(セキュリティ)

第7条 情報管理責任者が指名した者は、次に掲げるセキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) ウィルス感染及びフィッシングサイトの閲覧を防ぐため、端末のウィルス対策を実行すること。
- (2) 端末のOS及びウィルス対策は、常に最新の状態とすること。
- (3) 端末は、盗難防止のためセキュリティワイヤーを使用すること。

- 2 前条に規定する多言語通訳サービスに機器を接続し、多言語通訳サービスを提供する場合は、前項各号のセキュリティ対策に加えて、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 多言語通訳サービスに従事する者に守秘義務を課すこと。
- (2) 多言語通訳サービスに係る通信データを暗号化し、第三者によるデータの盗聴から保護すること。
- (3) 多言語通訳サービスに係る通信データについては、保存しないこと。
- (4) 接続に必要なアカウント及びパスワードについては、情報管理責任者が管理すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、機器及び機器で取り扱う情報の管理運用に関し必要な事項は、情報管理責任者が定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

情報管理責任者
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長
麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長